

神奈川労連幹事会が一方的に「東芝争議支援凍結」を決める

東芝争議問題について02年12月10日手交の「質問」に対する誠実な

「回答」があるまで東芝争議支援を凍結する確認

2月1日神奈川労連第7回幹事会

東芝賃金差別提訴団に対して12月10日に第4回幹事会確認文書を当該提訴団の袖山（団長）・城間両氏に、神奈川労連事務所に置いて岡本副議長と行武幹事が説明を加えて手渡しました。その後1月14日総行動実行委員会会議の際、当該提訴団からは「近日中に回答します」との返答がありました。しかし1月14日から2週間以上も経過しても何らの回答も、問い合わせすらありません。第4回幹事会確認は神奈川労連として東芝争議支援をしていくには極めて重要な事項であり、これに対する回答を引き延ばしている東芝賃金差別提訴団は全く不誠実で非常識な態度と言わざるを得ません。よって、本第7回幹事会確認として、「質問状」にたいする「回答」があるまで、神奈川労連としては東芝争議に対する支援を凍結せざるを得ません。なお、「回答」があった場合は、回答内容を神奈川労連幹事会で十分議論したうえで、争議支援を継続するか凍結するかその時点で判断します。

- * 以上の確認を文書にして神奈川労連関係の各単産・地域労連・地区労及び関係組織に到達します。当然、東芝賃金差別提訴団に対しても文書にして手交します。

以上